

令和5年度 あわら地域包括支援センター運営方針

I 方針策定の趣旨

この運営方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にし、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定します。

II センター設置の意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。また、高齢者の様々な生活課題に対して継続的かつ包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた中核機関としての役割を担います。

センターの設置責任主体は市であることから、市は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与します。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

センターの運営費用は、介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な運営事業を行います。

2 地域性の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域包括支援センター運営協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 協働性の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等は、それぞれの専門性を生かし、職員相互が連携を図りながら、業務全体を「チーム」として支えます。

地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

IV 業務推進の方針

1 基本的事項

(1) 事業計画の策定

「第5期あわら市高齢者福祉計画」の基本理念である『生涯を通して、生きがいや楽しみを持って暮らせる「支え合い・助け合い」のまち』をつくるため、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。そのため次の基本目標を掲げます。

【第5期あわら市高齢者福祉計画】（計画期間 令和3～8年度）

○基本理念

生涯を通して、生きがいや楽しみを持って暮らせる
「支え合い・助け合い」のまち

○基本目標

いつまでも自分らしく健康に暮らせるまちづくり
高齢者が住みやすいまちづくり

センターは、基本目標を踏まえながら、地域の実情に応じた重点目標を設定し、事業計画(別記)を策定します。

【本年度の重点目標】

地域ケア会議の充実を図り、住民の立場から感じる市の日常生活圏域毎の地域課題を把握し、住み慣れた地域での暮らしを支える政策形成及び資源開発につなげます。

(2) 設置場所等

センターは、直営方式により、あわら市役所健康長寿課内に1カ所設置します。

(3) 職員体制

各事業を適切に実施するため、センターに①保健師等、②社会福祉士、③主任介護専門員等を配置し、3職種によるチームアプローチにより適切な支援を行います。

(4) 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が心身の健康を保持し、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

なお、実務責任者は3職種から1名を選任し、センター長とともにセンター全体の業務を把握し、一部の職員に業務が集中しないように、全体の業務調整が図られるよう業務管理に努め、センター職員が抱えている事例や対処

方法について相互に話し合い、3職種が「チーム」として業務を遂行していきけるよう運営管理に努めます。

(5) 地域との連携

地域住民や関係団体等による会合、地域ケア会議、地域包括支援センター運営協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

なお、相談支援にあたっては、センターが関係機関と連携し行う直接支援の他に、抱えている課題により関係する専門機関に引継ぎを確実にを行います。

(6) 個人情報の保護

センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり不特定多数の者に漏れたりすることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。

なお、個人情報の適切な収集、利用、保管を図るため「あわら地域包括支援センター個人情報取扱方針」(別記)を定めます。

(7) 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットやホームページ、クリアファイル等を作成し、様々な場所や機関への配布や周知を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

(8) 苦情対応

市健康長寿課内に苦情相談窓口を設置し、センターに対する苦情があった場合は、市と連携し、迅速に対応します。

(9) 窓口機能の強化等

住民からの相談窓口として、関係各課及び市社会福祉協議会、各種団体等と協力・連携します。また、基本チェックリスト該当者への積極的なアプローチを試みるなど、支援が必要な高齢者の把握に努めます。

なお、緊急時に対応するための連絡体制や連絡網等の整備を図ります。

2 実施事業

センターは、次に掲げる事業を行います。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防・生活支援サービス事業(法第115条の45第1項第1号)
- ・一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号)

(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

- ・総合相談支援業務(法第115条の45第2項第1号)

支援を終結する場合は、下記に基づき、担当者個人ではなくセンターとして組織的に終結の判断を行うよう確認体制を整えます。

【総合相談支援における終結の目安】

- ・相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合
- ・心身の状況や介護体制が安定しており、支援の必要性がないと判断された場合
- ・他機関に引継ぎを行い、他機関による適切な支援が確認された場合
- ・死亡した場合
- ・その他、複数の職員（職種）で検討し、終結が妥当と判断した場合

- ・権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- ・指定介護予防支援業務（法第8条の2第16項）
- (3) 包括的支援事業（社会保障充実分）
 - ・在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
 - ・生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
 - ・認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
 - ・地域ケア会議推進事業（法第115条の48）
- (4) 任意事業（法第115条の45第3項）
 - ・介護給付費適正化事業
 - ・認家族介護支援事業
 - ・その他の事業

3 重点的取組

(1) センターの機能強化

地域における第一次的な高齢者の相談窓口として、全職員が自立支援・重度化防止や家族介護者支援・権利擁護等の視点を持ち、対応にあたることのできるよう相談体制を整え、住民にとって身近で頼れる相談窓口となるよう努めます。

(2) 権利擁護の推進

成年後見制度利用促進に向けて、令和5年度内の中核機関設置を目指し、市社会福祉協議会と積極的な協議を重ね、市民が安心して利用できる体制整備を行います。なお、市長申し立てについては、別途実施要綱に基づき、市と協議し、判断するものとします。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

地域ケア会議で抽出されたあわら市の地域課題に焦点化し、ネットワークの強化を図る。コロナ禍に配慮しながら、顔の見える多職種連携カンファレンスや研修会などを開催し、課題の共有・切れ目のない支援体制について検討します。

また、住民の在宅医療に関する知識、アドバンスケアプランニングに関してのさらなる普及啓発に取り組みます。

(4) 認知症施策の推進

認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、相談体制の充実や環境整備を行います。多くの人々に認知症という疾患が正しく理解され、地域全体で見守り・声かけができるよう、地域づくりを強化します。

また、認知症が疑われる人やその家族に対し、早期診断、早期対応に向けた支援を集中的に行う認知症初期集中支援チームの積極的な活用や相談支援を行う認知症地域支援推進員の増員により、認知症ケア体制の強化を図ります。

(5) 地域ケア会議の推進

センター主催の地域ケア会議の運営方針及び年間計画を作成し、地域の居宅介護支援事業所及び関係機関・団体に周知を図ります。

なお、地域ケア会議における個人情報の取扱いについて、会議参加者へ守秘義務や罰則等の規定について周知を図ります。

・地域ケア会議

市の地域課題をテーマに各関係機関の取り組みと活動における課題を共有し、市として取り組むべき施策について協議を行います。

・日常生活圏域地域ケア会議

生活支援コーディネーターと連携し、2圏域の地域特性を踏まえながら、住民の視点から地域課題の解決策を協議し、地域に不足する資源・サービスネットワーク等の抽出を行い、市レベルの地域ケア会議につなげます。

・地域ケア個別会議

地域お助け支援会議や地域ケア個別会議等において、困難な課題を持つ個別ケースについて、望ましい解決方法を検討します。

・専門部会

地域課題解決に向けた認知症、生活支援等の各部会によるワーキングを定期開催し、課題解決に向けて協議し、日常生活圏域会議へつなげます。